

岩手県告示第931号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成30年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸吉里吉里漁港海岸吉里吉里地区海岸及び浪板地区海岸

2 指定区域

(1) 吉里吉里地区海岸 次の基点1から基点28までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点28と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度22分11秒94485、東経141度56分58秒16422
- 基点2 北緯39度22分10秒57090、東経141度57分02秒03995
- 基点3 北緯39度22分10秒13979、東経141度57分01秒89417
- 基点4 北緯39度22分10秒55513、東経141度56分56秒10978
- 基点5 北緯39度22分11秒37574、東経141度56分52秒08134
- 基点6 北緯39度22分11秒99886、東経141度56分51秒23584
- 基点7 北緯39度22分12秒72746、東経141度56分47秒65887
- 基点8 北緯39度22分12秒50689、東経141度56分46秒52811
- 基点9 北緯39度22分13秒26353、東経141度56分42秒81326
- 基点10 北緯39度22分13秒98219、東経141度56分40秒83081
- 基点11 北緯39度22分14秒96509、東経141度56分39秒04665
- 基点12 北緯39度22分16秒18040、東経141度56分37秒51852
- 基点13 北緯39度22分17秒01429、東経141度56分36秒79463
- 基点14 北緯39度22分17秒28124、東経141度56分36秒70613
- 基点15 北緯39度22分17秒54365、東経141度56分36秒71506
- 基点16 北緯39度22分17秒79857、東経141度56分36秒82542
- 基点17 北緯39度22分18秒01991、東経141度56分37秒02983
- 基点18 北緯39度22分18秒32367、東経141度56分36秒82084
- 基点19 北緯39度22分18秒86989、東経141度56分36秒51295
- 基点20 北緯39度22分19秒50897、東経141度56分36秒20878
- 基点21 北緯39度22分20秒00312、東経141度56分36秒04190
- 基点22 北緯39度22分26秒85704、東経141度56分33秒91095
- 基点23 北緯39度22分26秒92240、東経141度56分34秒25996
- 基点24 北緯39度22分27秒29435、東経141度56分34秒70251
- 基点25 北緯39度22分26秒79415、東経141度56分35秒40041
- 基点26 北緯39度22分26秒93910、東経141度56分35秒96526
- 基点27 北緯39度22分18秒68719、東経141度56分46秒89632
- 基点28 北緯39度22分15秒56374、東経141度56分59秒04589

(2) 浪板地区海岸 次の基点29から基点41までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点41と基点29を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点29 北緯39度23分17秒72911、東経141度56分28秒12309
- 基点30 北緯39度23分05秒81993、東経141度56分38秒98778
- 基点31 北緯39度23分04秒03797、東経141度56分35秒74406

基点32 北緯39度22分52秒51556、東経141度56分41秒08837

基点33 北緯39度22分48秒12277、東経141度56分25秒36328

基点34 北緯39度22分48秒46879、東経141度56分22秒98244

基点35 北緯39度22分59秒55787、東経141度56分17秒83831

基点36 北緯39度23分04秒09162、東経141度56分16秒75184

基点37 北緯39度23分03秒93594、東経141度56分15秒90314

基点38 北緯39度23分04秒82306、東経141度56分15秒85725

基点39 北緯39度23分12秒63947、東経141度56分19秒66362

基点40 北緯39度23分14秒82045、東経141度56分22秒75261

基点41 北緯39度23分16秒26379、東経141度56分23秒70421

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。